別紙９

（元号）○年○月○日

経済産業大臣　殿

環境大臣　殿

生活環境に係る被害を防止するための措置について

当社は、本申請に係る自主回収・再資源化事業において、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第６条の２第２項に規定する一般廃棄物処理基準又は同法第12条第１項に規定する産業廃棄物処理基準に適合しない処理が行われ、生活環境に係る被害を防止する必要がある場合には、当該不適正な処理を行った者に対して支障の除去等の必要な措置を行うよう指導するとともに、仮に不適正な処理を行った者が支障の除去等の必要な措置を講じない場合は、これらの者に代わり遅滞なく支障の除去等の必要な措置を講じます。

住　 所：東京都千代田区霞が関一丁目２番地２号

名　 称：○○株式会社

代表者の役職・氏名：代表取締役 ○○　○○